

「相続土地国庫帰属制度」について

弁護士
細谷 祐輔



相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人は、一定の要件を満たした場合、所有を希望しない土地を手放して国庫に帰属させることができます。「相続土地国庫帰属制度」と言われるこの制度は、相続等によって将来所有者が不明な土地が発生することを予防する目的で令和5年4月27日より施行されています。

制度を利用できるのは、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人です。遺贈を受けても相続人でない場合は利用できません。

また、国庫に帰属させることができるのは土地だけで、建物は対象外です。

制度の利用を希望する場合、法務局での事前相談を経て法務大臣に対する承認申請書を土地所在地を管轄する法務局に提出します。

しかし、どのような土地でも国庫に帰属させることができるわけではなく、①建物がある土地、②担保権等

が設定されている土地、③土壤汚染されている土地、④境界が明らかなでない土地・所有権の存否や範囲に争いがある土地等については、国庫への帰属が認められません(却下事由)。

そのほか、急勾配な土地、除去が必要な工作物等がある土地等、管理に過大な費用や労力を要する土地等は、国庫への帰属が承認されない場合があります(不承認事由)。

審査に必要な手数料は土地1筆あたり1万4千円で収入印紙で納めます。審査を経て国庫への帰属が承認されると、土地の性質や面積に応じて、標準的な管理費用を考慮して算出される10年分の管理負担金を納めなければなりません。負担金の計算式は法務省HPに掲載されていますが、最低でも20万円を必要とします。

負担金が納付されますと土地の所有権が国に移転されます。

改正育児介護休業法の概要について

社会保険労務士
杉田 優



昨年の国会で改正育児介護休業法が成立しました。その施行時期については、今年の4月1日と10月1日の2段階に分けての施行となりましたので、各々の詳細を説明します。

【4月1日からの施行内容】

1 子の看護休暇の見直し

子の看護休暇は、現行では小学校就学始期までの子を養育する労働者が取得できますが、改正後は、「小学校第3学年修了までの子を養育する労働者」となり、休暇の対象労働者が拡大されました。取得事由も、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話等のケースが新たに追加されたため、名称も「子の看護等休暇」に変わりました。

また、労使協定の締結により対象外にできる労働者の要件のうち、「継続して雇用された期間が6か月未満」の要件が廃止されたため、労使協定の再締結が必要となります。

2 介護休暇に関する改定

介護休暇については、子の看護休暇と同様、労使協定で対象外にできる労働者の要件が見直され、「継続

して雇用された期間が6か月未満」の要件が廃止されたため、子の看護休暇同様に労使協定の再締結が必要となります。

3 所定外労働の制限に関する改定

育児のための所定外労働の制限については、「3歳に満たない子を養育する労働者」から、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者」に対象が拡大されました。

4 その他の主な改正内容

対象家族が介護を必要とする状況に至ったことを労働者が申し出たときは、介護休業に関する制度についての個別周知、制度の利用についての意向確認、労働者が40歳に達したタイミングでの早期の情報提供及び制度を利用しやすい環境整備が事業主に義務化されます。

【10月1日からの施行内容】

柔軟な働き方を活用しながら、フルタイムで働くことが可能となるよう、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が選択できる複数の措置を講ずることが事業主に義務化されます。